

札幌市学校施設冷房設備整備事業 実施方針の公表について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 3 項の規定により、札幌市学校施設冷房設備整備事業（以下「本事業」という。）に関する実施方針について公表する。

令和 6 年（2024 年）8 月 1 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 実施方針等

本事業に関する情報を広く周知するため、実施方針に加えて、要求水準書（案）（以下、これを総称して「実施方針等」という。）を公表する。

2 実施方針等に関する手続

（1）実施方針等に関する質問・意見の受付及び回答の公表

ア 受付期間

令和 6 年（2024 年）8 月 2 日（金）から 8 月 28 日（水）17：00（必着）まで

イ 提出方法

実施方針等に関する質問又は意見がある者は、その内容を簡潔にまとめ、「実施方針等に関する質問及び意見書（様式 1）」にそれぞれ記入し、質問及び意見書を添付ファイルとし、「4 問い合わせ先」に記載の電子メールアドレスあてに送信すること。また、メールの送信後には速やかに電話で受信を確認すること。

ウ 回答方法

質問及び意見に対する回答は本市の公式ホームページで公開する。その場合、質問及び意見は、質問者及び意見者名を伏せたうえ要旨を掲載するが、内容は公開することが前提となるため、その点を承知したうえで提出すること。

3 実施方針等の変更について

実施方針等は、上記 2 の質問及び意見を踏まえ、その内容を変更することがある。その場合、本市の公式ホームページにおいて公表する。

4 問い合わせ先

札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課

住所：〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV 北2条ビル

電話番号：011-211-3835

電子メールアドレス：kyoiku-keikaku@city.sapporo.jp